



昭和十二年十月二十一日

火曜日

第千八百五十一號

條例

◆鳥取縣條例第十五號

昭和十二年七月鳥取縣條例第二十號鳥取縣稅賦課徵收條例の一部を次のように改正する。

昭和十二年十月二十日

鳥取縣知事　西尾　愛治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

第四條中「十八、ラジオ稅」を削る。

第七條削除

第十七條第一項第五號中「三年以内」を「五年以内」に改める。

第十九條第四號を削る。

第三十七條第一項第一號中「十錢」を「十五錢」に改め

同項第二號中「千分之十五」を「千分之十八」に「千分

第七十九條この條例は公布の日からこれを施行する。

◆鳥取縣條例第十六號

昭和十二年四月鳥取縣條例第九號鳥取縣遊興稅賦課徵收條例の一部を次のように改正する。

集 報

行旅死亡人公告

(心當の向は直接取扱者免照會せられたい)

鳥取縣教育民生部長

一、取扱者宮城縣鹽龍市長

(一) 本籍、住所、氏名不詳

推定年齢二十五歳、三〇才位の男

(二) 死亡の種別溺死

(三) 人相特徵
五尺二寸位の丸顔溺死前は中肉と認め立るゝ、全身腐爛し表皮は背部及腹部に附着あるのみ、殊に鼻唇眼瞼等は腐爛し原形を有せず

(四) 着衣褲一枚

(五) 死亡推定年月日

昭和二十二年八月十四日

右塙簽市營火葬場内に假埋葬した。

二、取扱者栃木縣下都賀郡藤岡町長

(一) 本籍、氏名、年齢不詳の男
(二) 相貌其の他特徵
(三) 本籍、住所、氏名、年齢不詳の女
(四) 本籍、氏名、年齢不詳の男
(五) 本籍、氏名、年齢不詳の女
(六) 本籍、住所、氏名、年齢不詳の女

三、取扱者栃木縣下都賀郡藤岡町長

(一) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(二) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(三) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(四) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(五) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(六) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(七) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(八) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(九) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(十) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(十一) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(十二) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(十三) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(十四) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(十五) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(十六) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(十七) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(十八) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(十九) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(二十) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(二十一) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(二十二) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(二十三) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(二十四) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(二十五) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(二十六) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(二十七) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(二十八) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(二十九) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(三十) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(三十一) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(三十二) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(三十三) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(三十四) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(三十五) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(三十六) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(三十七) 本籍、氏名、年齢不詳の女

(三十八) 本籍、氏名、年齢不詳の女

卷之三

第二十六

卷之三

(二) 年齢、性別欄のため判明せざるも骨格から見て

卷之三

丈四尾太十位、着物として右腰に由色夏袴アリヤスの一部

が經る。腹部に膣卷が附着してゐる。右脇隨着の筋有り。

(四) 死亡年月日死亡後二ヶ月位經過と推定

夜念珠關村大字大岩川字濱中部落の共同墓地に假埋葬せ

九、取樣者石門縣河北鄉保利鄉羅村長

卷之三

（一）婚別。年齡男子五十才位。

身長五尺五寸位、中肉、面長、

(四) 清衣及携行品

國色ジヤンペー、白ズボン、手袋水着靴、戦闘帽

卷之三

大正二年十月二十一日印製
大正二年十一月二十一日發行 鳥取縣公報

-1400-

昭和二十二年九月七日北尾綱但利伽羅驛東方二十糀の隣

昭和二十年九月七日午前六時半新嘉坡東方二十一